破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０２号
北海道上川郡当麻町４条南３丁目４番21号
破産者　有限会社当麻ハイヤー
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項の申立を相当と認める。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２７号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋301番地
破産者　株式会社世紀企画
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市堀池26番地１
破産者　有限会社富安青果
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７０号
福岡市博多区比恵町11番７号ニューいわきビル505
破産者　株式会社ライブリー
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９号
福岡市中央区平和３丁目８番14号
破産者　加茂　成実
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５３号
福岡市西区今宿駅前１丁目15番18号５Ｆ
破産者　株式会社トップパートナーサービス
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０５号
福岡市博多区青木１丁目19番１―811号
破産者　株式会社Ｂｅｓｔ　Ｒｕｎ
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６９号
福岡市博多区博多駅南４丁目19番29号
破産者　株式会社モイズィー
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
富山県滑川市瀬羽町1831番地
破産者　有限会社松月堂
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟509号、開始決定時の住所岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の236
破産者　難波　則行
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５１５号
福岡市東区松島１丁目10番４号
破産者　有限会社ＩＰＦ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８号
富山市寺島132番地
破産者　株式会社晃南設備
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０３号
岐阜県関市豊川町８番地
破産者　遠藤しのぶ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
岐阜県恵那市三郷町佐々良木107番地の１
破産者　三郷建設株式会社
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１号
岐阜県多治見市滝呂町９丁目３番地　雇用促進住宅１―201
破産者　山口　奨太
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６５０号
静岡県藤枝市善左衛門１丁目18番地の36
破産者　株式会社フコク通商
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０８号
福岡市博多区諸岡３丁目４番16―203号
破産者　富安　勇童
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０２号
静岡県藤枝市善左衛門１丁目18番地の36
破産者　鈴木　三郎
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７３号
徳島市福島２丁目１番５―102号　コーポ迎、旧住所徳島県徳島市佐古六番町９番27号
破産者　上田　和美
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２０４２号
名古屋市天白区保呂町1501番地　コンフォート森山103号、開始決定時の住所名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
破産者　伊藤　秀貴
1　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午前11時
平成26年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部